平成２８年（フ）第９号
熊本市南区砂原町451番地４
債務者　紫垣　良子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第１号
大分県佐伯市中の島１丁目13番５号　金田アパート12号
債務者　吉川　恵子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係
平成２８年（フ）第１５号
熊本市南区砂原町565番地５、前住所熊本市南区南高江３丁目５番78―403号
債務者　中田　　繭（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第３８６号
東京都足立区平野２丁目16―２
債務者　富澤　真士
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第４１６号
東京都葛飾区南水元４丁目16―19―201
債務者　宮田　保葉
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第４２３号
東京都中野区上高田３丁目16―７―302
債務者　杉本　和美
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第４３５号
東京都立川市幸町２丁目16―４　都営幸町第５　６棟406
債務者　松岡　秀子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第４４５号
東京都世田谷区池尻２丁目２―17―301
債務者　齋藤　弘樹
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第４８７号
東京都豊島区南大塚１丁目46―３　杉山方
債務者　松田　祐子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第５３５号
岡山市北区白石252番地５
債務者　井上　陽子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第５３８号
岡山市南区泉田３丁目５番３号
債務者　有松真由美
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第４号
岡山市北区下伊福上町13番９号レーベンヘルツ１―Ａ、旧住所岡山県瀬戸内市邑久町尻海3872番地
債務者　木下　拓紀
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第７２号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉820番地93
債務者　白濱哲太郎
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部
平成２７年（フ）第７４号
長野県小諸市新町２丁目９番29号
債務者　掛川　大司
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部
平成２８年（フ）第３号
長野県佐久市岩村田1756―１、住民票上の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉56番地60南平台36
債務者　山本　亜紀
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部
平成２８年（フ）第４号
長野県佐久市岩村田62番地５　雇用促進住宅岩村田２号棟207号
債務者　藤巻麻奈美（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後３時
長野地方裁判所佐久支部